

## 令和2年度さんま焼き師認定証更新手続要領

令和2年度のさんま焼き師認定証の更新要領を次のとおり定める。

### 1 更新の対象者

平成29年度の大船渡市さんま焼き師認定者（有効期限：平成32年7月31日）。

※ 更新の対象者については、一般社団法人大船渡市観光物産協会より更新案内通知を送付する。

### 2 更新手続

#### (1) 受付期間

令和2年8月1日（土）～10月31日（土）の午前9時から午後6時まで

#### (2) 受付場所

一般社団法人大船渡市観光物産協会

（〒022-0002 岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前7-6 TEL：0192-21-1922）

#### (3) 更新に必要なもの

① 更新申込書

② 写真（縦3cm、横2.4cmの運転免許証サイズ）2枚

※ 1枚は申込書用、1枚は認定証用

③ 更新手数料 2,000円

④ 交付済みの認定証

※ 交付済みの認定証について、やむを得ない事情で返納できない場合は、一般社団法人大船渡市観光物産協会にご連絡ください。

（TEL0192-21-1922）

#### (4) 申込方法

郵送または一般社団法人大船渡市観光物産協会窓口での受付

#### (5) 更新手数料の納入方法

直接、受付場所へ持参するか、現金書留又は口座振込（下記口座宛）とする。

※ 手数料納入先

金融機関：岩手銀行大船渡支店

口座名義：一般社団法人大船渡市観光物産協会

口座番号：普通 2074333

### 3 更新者について

更新者には、「認定証」と「落款入りタオル」を交付する。  
また、認定証の有効期間は5年間とする。

### 4 その他

(1) 認定証を営業用に使用する場合は、協会にご連絡ください。

※ A4サイズ、額縁に入れて発行（税込 2,000 円）

(2) 認定証の交付を受けた方には、今後、大船渡市、大船渡商工会議所、一般社団法人大船渡市観光物産協会が主催及び後援する「さんまつり」などにボランティアとしてお声がけさせていただくことがあります。